

## 平成23年度大阪府登録文化財所有者の会総会（第7回）レポート

日時 平成23年6月26日（日） 13:30～19:30

会場 旧池田市立城山勤労者センター（池田市城山町3-45）

次第 第1部 13:30～15:00

- ・視察会 ・国登録文化財「小林一三記念館」の案内と視察  
社団法人逸翁美術館 沼 勝夫氏

第2部 15:00～17:00

- ・通常総会 来賓 池田市長 倉田 薫氏（メッセージ）  
京都府国登録文化財所有者の会 副会長 大西 隆氏  
会長挨拶 畑田 耕一  
議案 H22年度 事業経過報告、決算と監査報告  
議案 H23年度 事業計画、予算  
報告 「商業利用の登録文化財建造物の管理と社会的評価」  
記念講演 「登録文化財の現状と今後の展開」

大阪府教育委員会 文化財保護課 主査 地村邦夫氏

第3部 17:30～19:30 太郎兵衛寿司（池田市栄町3-18）

### 第1部 視察会

#### 国登録有形文化財 小林一三記念館

今回の視察は、日本を代表する起業家で関西が誇る小林一三氏の自邸です。

ここは、以前、逸翁美術館として活用されていましたが、近隣に逸翁美術館が完成し、平成21年に、「雅俗山荘」、茶室の「即庵」や「費隠」それに正門の「長屋門」と塀が登録有形文化財に登録されたのを機に小林一三の自邸の形に復元されました。そして、平成22年4月に小林一三記念館として開館されました。約1000坪におよぶ敷地にある自邸のほか茶人としての小林一三氏が工夫を凝らした茶室や庭木などの庭園を散策し、楽しむことができました。

小林一三氏といえば、まず阪急電鉄や宝塚歌劇の創始者として思い浮かべる人が多いようですが、その他にも阪急百貨





店、東宝、沿線開発、ビジネスホテル等をも創設しておられ、加えて文学、茶道などの芸術、更には、政治家としても秀でた才能を發揮されました。

これだけの才能を持った人ですから、若い頃からエリートとしての人生を謳歌したと思われがちですが、実際は、慶応大学を出て三井銀行に勤め、サラリーマン生活に入ります。そこでは、落第生であったといいます。そんな折、大学の先輩の勧めがあり、日本で最初の証券会社を設立すべく、銀行を辞め、大阪に来たのですが、丁度その時、日露戦争後の大恐慌に遭遇、会社設立どころか、妻と3人の子供を抱え、路頭に迷うことになったそうです。

そんな折、解散寸前の箕面有馬電気鉄道会社にめぐり合い、その沿線をくまなく歩き、乗客をつくりだすために沿線開発に乗り出します。そして、一般の大衆が、住宅を手に入れやすいように割賦方式による分譲方式を生み出し、大成功を収めることになりました。さらに、鉄道を軸に、乗客を増やすために公園、動物園、温泉センターをつくり、歌劇団まで発足させたのです。

その後、神戸方面への路線開業は、難事業だったそうですが、それを乗り越え、次々と新しい発想でいろいろなものを生



みだしたのです。

その一つが、昭和4年に電鉄会社直営の阪急百貨店を開店させたことです。当時、そのような例は、海外でもなく、その前途に不安をもつ声もありましたが、「素人だからこそ玄人では気づかない商



機がわかる」といい、「便利な場所なら、暖簾が無くとも乗客は集まる」と事業を推し進めたそうです。

小林一三氏は、スポーツに対しても、情熱をもち、甲子園球場での高校野球全国大会の前身ともいえる全国中等野球大会を大正4年に豊中のグラウンドで開催し



ており、甲子園球場が完成するまで6回開催されています。

それ以外にも、文学や芸術にも造詣が深く、政治にも参画したといいます。

このような、まれにみる偉大な人物の功績を案内人の沼氏に聞かせていただいて、感じたことは、小林一三氏の目線がたえず「大衆を幸せのために自分は何をなすべきか」ということだったのでは、ないかということです。

## 会長挨拶

畑田 耕一



大阪府登録文化財所有者の会会長の畑田耕一でございます。まずは、会を代表して、お忙しいところを本日の第7回総会にご出席くださいましたご来賓・関係者、会員の皆様方に厚く御礼申し上げます。皆様方、本年度も、ご支援・ご協力のほどよろしくお願い致します。

本日の会場には、旧池田市立城山勤労者センターを使わせていただき、また、総会に先立って、登録文化財小林一三記念館を見学させていただきました。阪急電鉄創業者である小林一三様の「芸術と生活の一致」という理想をよく表している建物の見事な姿を十分に楽しむことが出来ました。お世話になりました社団法人逸翁美術館の沼勝夫様ならびに池田市教育委員会の生涯学習推進課の田上雅則様ほか市の職員の方々に厚く御礼申し上げます。有難うございました。

本日は、来賓として、京都府国登録文化財所有者の会より副会長の大西隆様のご出席を賜っております。お忙しいところをお越しいただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

本会は設立以来、丸6年、この間大阪府の登録有形文化財（建造物）の数は徐々に増加し、現在181箇所、514件であります。本会の会員は、正会員数は95名となり、特別会員18名を加えまして総計113名となり

ました。これひとえに、皆様方のご努力のおかげと深く感謝いたしております。登録有形文化財建造物の数は、平成23年6月現在、日本全国で8331件です。この件数は、毎年申し上げることではありますが、諸外国に比べては極めて少ない数であります。登録数を増やして所有者の声を多くの人々に知ってもらうためにも、登録文化財にふさわしい建造物をご存知であれば、是非とも登録をお勧め願いたいと思います。変わらぬご支援、ご協力をお願いいたします。

さて、われわれの会の目的の第1項には「登録文化財の保存と活用に係わる活動を行い、市民の文化的資質の向上を図り、もって世界人類の幸福に貢献する」と述べてあります。この趣旨に沿って、本会の会員の半数以上の方々が、お持ちの文化財建造物を活用しておられます。会といたしましても、昨年度は、文化庁のNPOによる文化財建造物活用モデル事業「商業利用の登録文化財建造物の管理と社会的評価」を、芝川ビル、生駒ビルディング、新井ビル、青山ビル、伏見ビル、大阪ガスビル、江戸堀コダマビル、北浜レトロビルディング、寺西家阿倍野長屋の所有者と関係者のご協力を得て、実施いたしました。この事業の目的は、大阪市内にある、商業的に活用されている近代建築の登録文化財の管理の実態と入居しているテナントや利用している顧客らの評価を調査して、商業利用の文化財建造物の適切な管理方針を提案するとともに、市民が文化財存続にどの程度の意義を感じているかを知ることでありました。結果の詳細はのちほど寺西事務局長から報告させていただきますが、今後の文化財建造物の活用と保存にとって意義の深い結果が得られたと思っております。活動に参画いただきました文化財所有者とご関係の皆様方、ならびに、寺西事務局長をはじめとして活動を支えていただきました多くの方々に、厚く御礼申し上げます。

文化財の活用は、その保存が前提でありま  
す。それにはかなり多額の費用が要ります。  
今回の文化庁委託事業の成果が、皆様方の保  
存のための費用捻出の参考になれば大変あ  
りがたいのですが、そうでない場合も、勿論  
多々あると思います。所有者以外の資金、特に、  
公的資金の投入には、文化あるいは文化財を  
大切に思う心を持つ国民の協力が不可欠で  
あります。今回の事業で商業利用の文化財建  
造物のお店のお客さんにアンケートした結  
果では、登録文化財制度の認識レベルは、「よ  
く知っている」12%、「知っている」27%で、  
あまり高くはありませんでしたが、一般人に  
ヒヤリングした結果、それぞれ3%と15%に  
比べれば、かなり高く、文化財の活用が国民  
の認識レベルの向上に役立っていることが  
分かりました。また、昨年の総会でも申し上  
げましたが、本会会員の多くの方が、小・中・  
高校生への文化財に関わる教育活動を行っ  
ておられます。このような活動を、国家予算  
に占める文化関係予算の比率が、民間からの  
寄付等が中心となるアメリカを除けば、フラン  
ス、ドイツ、イギリス、韓国の中で最低で、  
且つ、教育予算の国内総生産（GDP）比も経  
済協力開発機構（OECD）加盟国中最低に近  
いというような状況の改善に繋ぐべく努力  
を続けたいと考えております。

後ほどご説明いたします小冊子「大阪府の  
登録文化財 2008 年版」の改訂第 2 版作成の  
仕事もその一つであります。皆様方の文化財  
の活用保存へのたゆまざるご努力を切にお  
願ひして挨拶を終わらせていただきます。有  
難うございました。



## 来賓ご挨拶

メッセージ

池田市長 倉田 薫

平成 23 年度 大阪府登録文化財所有者  
の会 第 7 回総会のご開催をお喜び申し  
上げます。この度は本市で総会を開催さ  
れ、登録文化財・小林一三記念館を視察  
されるというご縁をいただき、せっかく  
ご案内を頂戴いたしました。先約公務  
のためお顔だしできませんことをお詫び  
申し上げます。

国の登録文化財制度の発足を受けて、  
国内初となる大阪府登録文化財所有者の  
会を発足され 7 年目とのことですが、こ  
れまで、文化財を生かしたまちづくりへ  
のご支援ご協力に感謝申し上げますと  
ともに敬意を表します。

池田市でもまちなみ保存区域内に存在  
する建造物の改修・修繕などに対し保存  
補助\*を行うとともに、近隣観光の拠点都  
市として、先程ご見学いただいた小林一  
三記念館やインスタントラーメン発明記  
念館などの優れた施設を活用するミュ  
ージアム・ツーリズムを展開しております。  
また今年度から、これらの名所施設など  
を映画やテレビの撮影に活用いただくフ  
ィルム・コミッション事業を推進し、ま  
ちの賑わい創出に努めております。

むすびに、大阪府登録文化財所有者の  
会のますますのご発展と、皆さまのご健  
勝ご多幸を祈念申し上げ、歓迎のメッ  
セージとさせていただきます。

平成 23 年 6 月 26 日

\* 池田の落語ミュージアムを中心とする  
指定区域内の建物に限り、補修に要する  
費用の半分で 100 万円を限度として支給  
する

## 平成23年度 大阪府登録文化財所有者の会 第7回総会 議案

### 議案1号 平成22年度 事業経過報告

#### 1、総会及び運営委員会の開催

(1) 第6回総会 8月29日(日)

(豊中市中央公民館 大阪府豊中市)、

#### 第1部 視察とお話

国登録有形文化財「西山家住宅」

国登録記念物「西山氏庭園」

#### 第2部 通常総会

(来賓)豊中市教育委員会生涯学習推進室

京都府国登録文化財所有者の会

議案1～5号

報告「学校教育における登録文化財の活用について」

講演：「登録文化財における耐震改修事例について」関西大学 教授 西澤英和氏

#### 第3部 懇親会：割烹「うを竹」

(2) 運営委員会(7回開催)

7月25日、8月21日、10月16日、12月19日、1月30日、5月7日、6月11日

#### 2. 文化庁

NPOによる文化財建造物活用モデル事業

#### H22年度「商業利用の登録文化財建造物の管理と社会的評価」

企画提案書提出(4/22)、採択通知(6/15)、事業計画書の提出(7/1)、委託契約書締結(7/12)、委託業務報告会(中止)、完了報告書提出(3/17)、委託経費金額振込(4/28)

[対象:登録文化財建造物]

芝川ビル、生駒ビルディング、新井ビル、青山ビル、伏見ビル、大阪ガスビル、江戸堀コダマビル、北浜レトロビル、寺西家阿倍野長屋

[事業経費] 文化庁委託費 655,196円

[調査方法] 建造物所有者及び管理者に対するヒヤリング調査/テナント及び顧客に対するアンケート調査

○登録文化財活用に関するディスカッション

(25名参加)(1/30)

#### 3. 文化団体等との交流・支援

○京都府国登録文化財所有者の会 平成23年度総会(京都)に参加(6/11)

○「京の国登録文化財」の冊子が贈呈される。

#### 4. 小冊子「大阪府の登録文化財(2008年版)」の頒布

議案2号 平成22年度 決算報告

議案3号 平成22年度 監査報告

議案4号 平成23年度 事業計画

#### 1、総会及び運営委員会等の開催

#### 2、登録文化財活用事業

- ・ H22年度文化庁委託事業「商業利用の登録文化財建造物の管理と社会的評価」の報告書作成

#### 3、小冊子「大阪府の登録文化財(2012年版)」の改定

- ・ 前回の「大阪府の登録文化財(2008年版)」は、好評で残部がわずかになったことと、新しい登録文化財を追加する。

#### 4、文化財に係わる講演会、視察会等の開催

- ・ 文化庁委託事業等の講演「学校教育における登録文化財の活用について」「商業利用の登録文化財建造物の管理と社会的評価」
- ・ 大阪府登録文化財の一般公開等の視察会の開催支援

#### 5、各登録文化財で開催されている行事などの支援・紹介等

- ・ 貝塚寺内町「まる博」支援（登録文化財等を活用）

## 6、会報及び事務局だよりの発行

## 7、交流会や親睦会の開催

- ・ 「京都府登録文化財所有者の会」との交流

## 8、ホームページの充実と更新

## 9、その他

### 議案 5号 平成 23 年度 予算 別紙

### 議案 6号 平成 23、24 年度 役員の選出

会 長	畑田 耕一	羽曳野市	再任
	別所 俊顕	大阪市中央区	再任
	寺田 信正	柏原市	再任
	岡本 義彦	貝塚市	再任
事務局長	寺西 興一	大阪市阿倍野区	再任
会 計	南川 孝司	貝塚市	再任
監 査	兒山万珠代	堺市	再任
	地村 邦夫	大阪府文化財保護課	新任



## 議案 2号及び5号

(別紙)

## 収入

(議案2号)

(議案5号) (単位:円)

項目	内容の説明	H22年度予算	H22年度決算	備考	H23年度予算	備考
前期繰越金		433,364	433,364		523,212	
会費		280,000	292,000		300,000	2000円*150口
懇親会		135,000	184,000		135,000	4500円*30人
視察会		20,000	0		20,000	500円*40人資料代
講演会		20,000	0		20,000	500円*40人資料代
事業費		944,000	1,654,196	文化庁調査 21年、22年、	0	文化庁委託事業
雑収入	冊子頒布、銀行利子	100,000	155,405		10,000	
当期収入		1,499,000	2,285,601		485,000	
収入合計		1,932,364	2,718,965		1,008,212	

## 支出

(議案2号)

(議案5号) (単位:円)

項目	内容	H22年度予算	H22年度決算	備考	H23年度予算	備考
総会等開催費用		50,000	740		50,000	貸室料、お茶代等
懇親会		200,000	223,100	総会、 サイエンスカフェ	200,000	総会懇親会等
視察会		50,000	0		50,000	
講演会		100,000	0		50,000	
事業費	文化庁委託事業等	1,000,000	1,740,196		100,000	
関係団体経費	全国近代化遺産活用連絡協議会 協力会員費等	30,000	3,000		30,000	会費等
ホームページ関係費	インターネット サーバー使用料等	50,000	0		30,000	
印刷通信費	文化庁報告 (H21)冊子	300,000	155,400		300,000	
事務費	通信費、 アルバイト料	50,000	73,317		100,000	
予備費		50,000	0		20,000	
当期支出		1,880,000	2,195,753		930,000	
次期繰越金		52,364	523,212		78,212	
支出合計		1,932,364	2,718,965		1,008,212	

## 議案3号 平成22年度決算監査報告

平成22年度の「大阪府登録文化財所有者の会」の収支決算について、関係書類を審査した結果、収入、支出とも適正でかつ正確であったことを認めました。

会計監事

兒山 万珠代 ㊞

林 義久 ㊞

# 登録文化財の現状と今後の展開

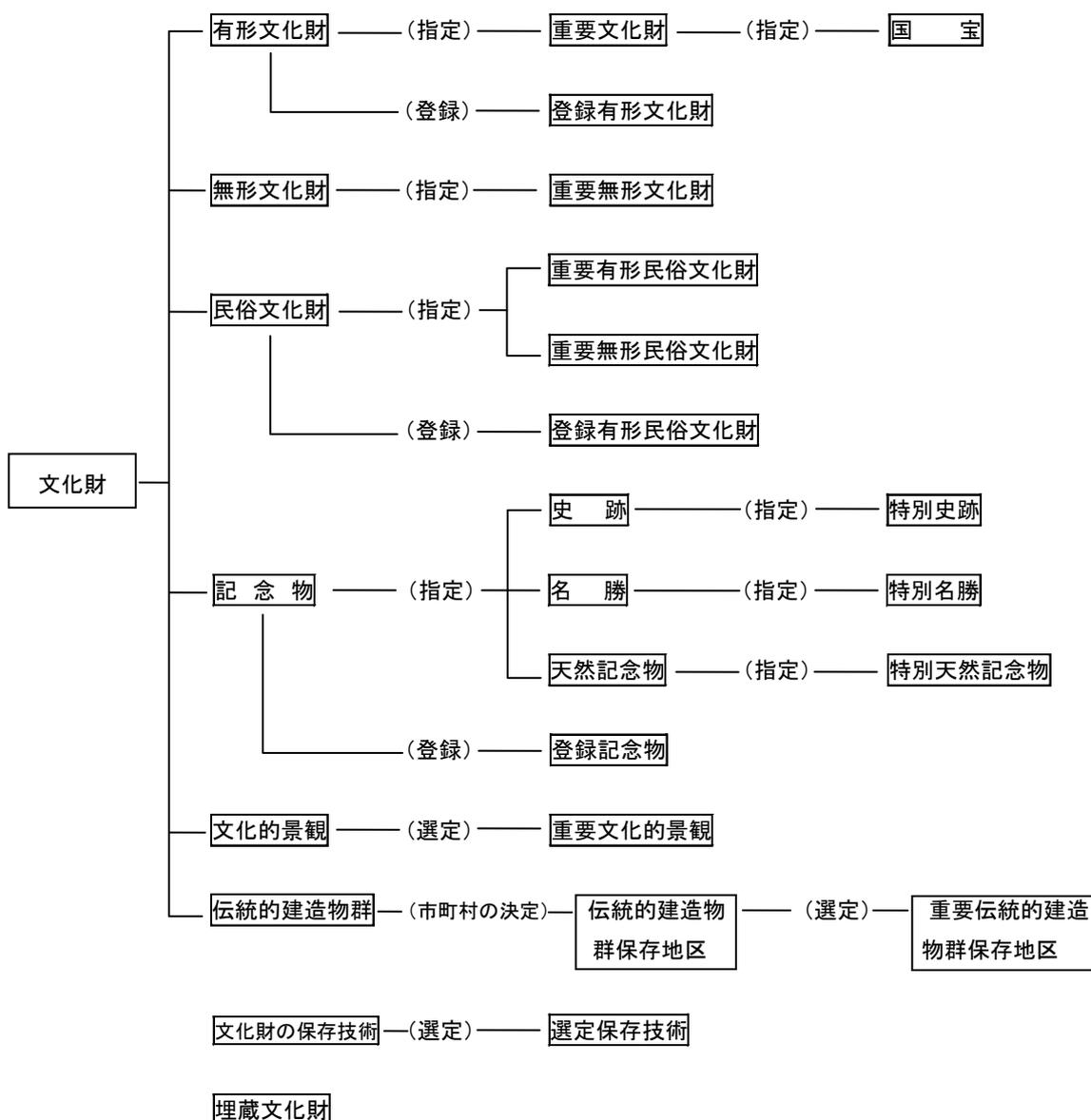
大阪府教育委員会文化財保護課  
文化財企画グループ 地村邦夫

## 1 文化財保護の体系

### (1) 文化財保護法における文化財の体系

文化財は、人類の長い歴史の中で生み出され、今日まで守り伝えられてきた有形、無形の文化遺産である。したがって我々が日本の歴史や伝統、文化を理解し、今後の文化的発展を期するためには文化財が不可欠であり、国民の財産として保存と活用を図る必要がある。

現在、文化財保護法において文化財は下記のとおり定義、分類されている。建造物は基本的に「有形文化財」に含まれるが、一部は民俗文化財としての観点から「有形民俗文化財」として評価されるものがある。また、歴史的な町並みを評価する「伝統的建造物群」がある。



## (2)文化財建造物の保護対象の広がり

### ①文化財保護の対象

中世以前の社寺建築→城郭・霊廟→民家建築→近世社寺建築→近代和風、近代化遺産

### ②保護制度の創設

伝統的建造物群保存地区制度(昭和 50 年)

登録文化財制度(平成 8 年)

## 2 文化財登録制度

### (1)制度の導入

・平成 8 年 10 月 1 日に施行された文化財保護法の一部を改正する法律により、有形文化財(建造物)について導入。

・平成 16 年の同法改正により、建造物以外の有形文化財(美術工芸品)、有形民俗文化財、記念物(史跡・名勝・天然記念物)にも対象が拡大。

### (2)趣旨

近年の開発や生活様式の変化などによって、社会的な評価を得ることなく消滅しようとしている多くの文化財を後世に残すために創設。



真っ先に建造物に登録制度が導入された理由でもある

### (3)指定文化財と登録文化財

- ・登録文化財制度は、指定文化財制度を補完するもの。
- ・保存活用の措置をとる必要があると認められる建物を幅広く登録。
- ・緩やかな保護措置を講じ、所有者の自主的な保存を促進。

## 3 登録文化財の活用

### (1)文化財の活用とは？

「その文化財の価値・魅力を広く伝え、社会に生かすこと」

- ・維持し、使い続けること
- ・広く公開すること
- ・新しい価値を創造すること

} 近年、文化財保護は「公開・活用」に重点



- ・地域住民、ボランティア、NPO 等の文化財の保存・管理・活用への参画。
- ・重要文化財、重要伝統的建造物群、登録有形文化財の活用事例増加。

### (2)登録文化財の活用

- ①「通りの顔として」……………地域の景観をかたちづくる大切な要素
- ②「機能の維持と公開」……………建物本来の機能を維持しつつ公開
- ③「空間を楽しむ」……………建造物空間の魅力を体験
- ④「地域の交流空間」……………まちづくり、観光拠点として活用

⑤「芸術文化を育む」……………文化施設としての活用

⑥「現代社会に生きる」……………複合的な活用

※文化庁『文化財建造物活用への取り組み 建造物活用事例集第2集』(平成16年)より



・登録文化財は種類が多様である上、外観を大きく改変することがなければ、管理・公開の制約も少ないことから、積極的な活用が期待。

### 3 登録有形文化財(建造物)の現状

(1) 登録件数の現状

平成23年6月1日現在

	全 国	大阪府	兵庫県
登録件数	8,331 件	514 件	505 件

※登録抹消物件を除く数字

(2) 大阪府における年度別登録件数(登録抹消物件を含む)

年度	産業 1次	産業 2次	産業 3次	交通	官公 庁舎	学校	生活 関連	文化 福祉	住宅	宗教	治山 治水	その 他	計
H8	0	0	0	0	0	0	0	0	13	1	0	0	14
H9	0	0	4	0	0	2	0	5	7	1	0	0	19
H10	0	0	0	3	0	0	0	5	16	1	0	0	25
H11	0	1	2	0	0	1	0	2	20	4	0	0	30
H12	0	0	3	0	0	1	0	1	29	9	0	0	43
H13	1	9	1	1	0	2	1	0	30	0	0	1	46
H14	0	2	1	0	0	0	0	0	26	5	3	0	37
H15	0	1	10	0	0	1	0	0	58	2	0	1	73
H16	0	1	4	0	0	1	0	0	17	1	0	0	24
H17	0	0	1	0	0	3	0	0	40	12	0	0	56
H18	0	0	1	0	0	1	0	1	42	1	0	0	46
H19	0	0	4	0	1	3	0	2	31	0	0	1	42
H20	0	1	3	1	0	1	0	0	41	20	0	0	67
H21	0	0	0	0	0	0	0	2	10	1	0	0	13
H22	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	5
H23	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	1	15	34	5	1	16	1	16	370	57	3	3	541

(3) 大阪府内の文化財建物の数

	都道府県	棟数
1	京 都	599
2	奈 良	374
3	滋 賀	232
4	兵 庫	218
<b>5</b>	<b>大 阪</b>	<b>178</b>
6	栃 木	153
7	長 野	144
8	岡 山	138
9	和歌山	125
10	愛 知	115

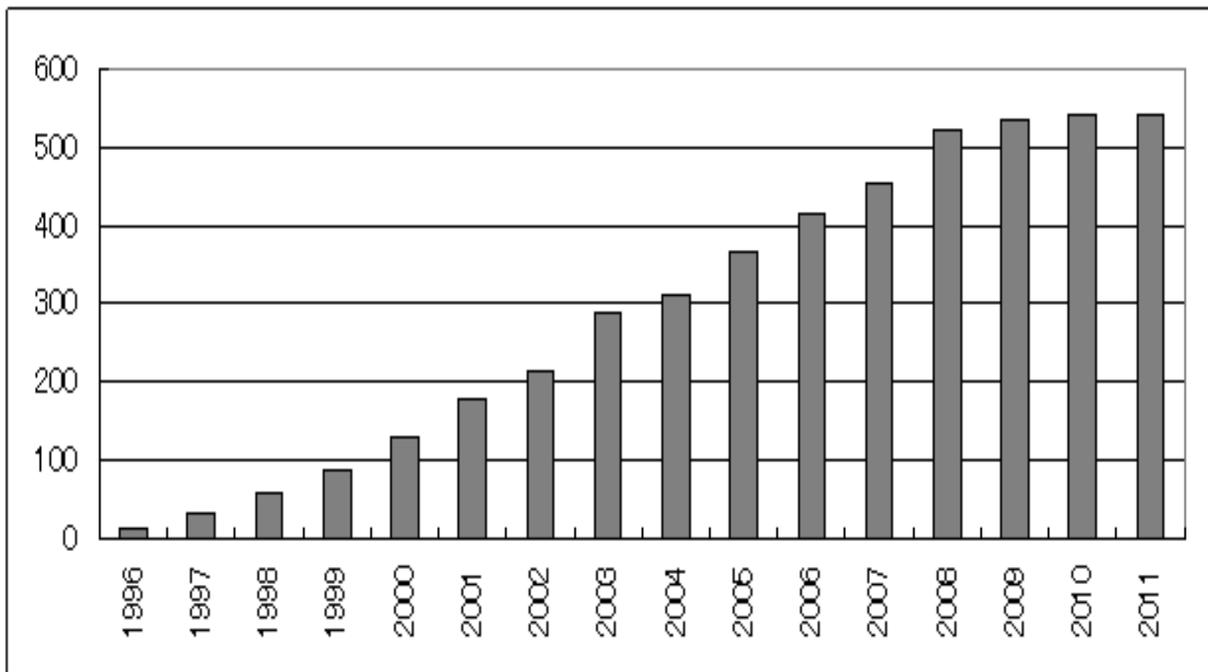
a. 国指定文化財

	都道府県	件数
1	大 分	208
2	兵 庫	204
3	岡 山	119
4	奈 良	111
5	京 都	101
6	茨 城	74
7	滋 賀	73
8	栃 木	69
9	千 葉	68
<b>12</b>	<b>大 阪</b>	<b>63</b>

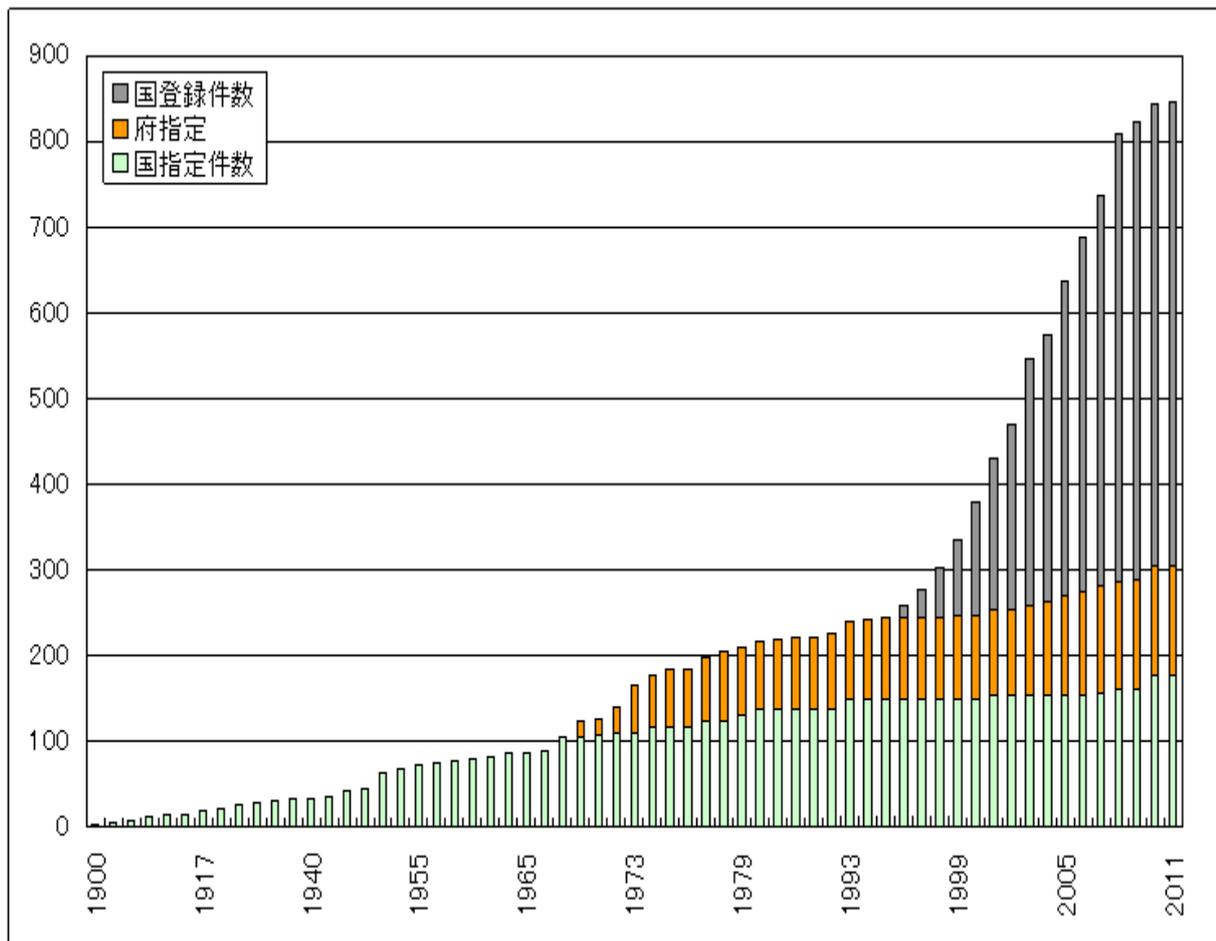
b. 府指定文化財

	都道府県	棟数
<b>1</b>	<b>大 阪</b>	<b>514</b>
2	兵 庫	505
3	長 野	369
4	京 都	361
5	香 川	349
6	愛 知	330
7	新 潟	329
8	群 馬	301
9	滋 賀	287
10	高 知	265

c. 国登録文化財



登録件数の推移



文化財建造物全体の件数推移

#### 4 登録文化財に関わる近年の問題

##### (1) 登録件数の伸び率の著しい低下

- ・平成 8～20 年度までは毎年平均 40 件ずつ登録  
平成 21 年度以降は平均 6 件
- ・文化庁に書類を提出しても、手続きが進まない「保留案件」が増加



- ・照会回答数(応募数)の低下  
文化庁からの照会に対して、市町村からの回答が極端に低下。回答件数0が頻発
- ・保留案件の解消のための追加調査・作業の増加

原因: 登録手続きの変化

##### ① 所見など作成書類の厳密化

- ・特に所見については、建物の由来、建築時期、構造とその変遷、それを踏まえた価値など、制度開設当初よりきわめて詳細な内容と分量が求められる。

##### ② 所見、図面作成を依頼する研究者・建築士などの人選

- ・各建物の時期、種類に対応して、専門性の高い方に調査を依頼する必要あり

③登録手続きに発生する費用の問題

- ・詳細な書類の作成にあたっては、これまで以上に費用の問題も生じる
- ・保留になったときの調査者との関係・費用負担

④調査官の現地調査が必須となる

- ・調査官の現地調査費用(旅費)は地元自治体に求められている
- ・予算化は困難な自治体多い

⑤地元自治体の技術支援困難

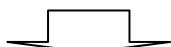
- ・大阪府内の市町村で建造物専門の担当者は大阪市と堺市のみ。
- ・文化財専門職員の配置数も限られている



- ・日常的な対応、府・国との調整については多くの市町村が努力
- ・所見を含む書類の作成にあたって、建造物に関する専門的な技術的支援は困難

(2)登録文化財の維持・補修に関わる助成制度

- ・登録文化財には助成制度が限られていた(国庫補助事業では設計監理費のみ補助対象)
- ・登録制度開始からまもなく15年。所有者の世代交代、経済の変化による維持の難しさ



- ・現行補助制度の拡充、新しい補助制度創設への要望強い

○対応

(1)登録制度の推進

- ・文化財保護を進めるため、今後も登録制度の推進を維持
- ・保留案件の解消が最初の課題。府としても申請前の現地確認、及び保留時の追加調査、書類作成について所有者、市町村を支援。
- ・研究者、建築士とのネットワーク
- ・建築士等を対象とする登録文化財修理に関する文化庁研修事業の活用(文化財建造物に対する理解の深い修理等技術者を増やすことは、所有者にとってもメリット大)

(2)助成制度

- ・国に対して、要望が必要(所有者の会の役割大)
- ・文化庁の新制度の活用  
H23 年度より文化庁は「文化遺産を活かした地域活性化」に重点。文化財の公開活用について補助制度を創設(まだ対象限られる)

## 文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業

### 趣旨・目的

我が国の「たから」である地域の多様で豊かな文化遺産を活用し、伝統行事・伝統芸能の公開や後継者養成、重要文化財建造物等の公開活用や史跡等の復元・公開など、地域の特色ある総合的な取組を支援し、文化振興とともに観光振興・地域経済の活性化を推進することを目的とする。

### 事業の実施方法

都道府県・市町村(特別区を含む。)が、地域の多様で豊かな文化遺産を活用し、文化振興とともに観光振興・地域経済の活性化を推進する地域の特色ある総合的な取組を計画し、この計画に基づいて実施する取組に、文化庁が補助金を交付。

### 補助対象事業

#### (3)重要文化財建造物等公開活用事業

重要文化財建造物、登録有形文化財建造物又は重要伝統的建造物群保存地区の公開活用のための保存活用計画の策定、設備等整備などについて補助金を交付。

## 5 おわりに

貴重な文化財建造物を残し、個性豊かな地域づくりを進めるためにも、登録有形文化財制度の積極的な活用が望まれる。

### <最近の話題>

勉強会

「伝統木造の耐震診断と耐震改修方法」

講師 榎原 健一氏

登録文化財所有者のなかで、「伝統木造がどの程度の地震に耐えられるのか」など構造に対する不安を感じておられる方が、多くおられます。そこで、3月18日に「伝統構法を生かす木造耐震マニュアル」を著わされ、実務にも精通しておられる榎原健一氏をお招きし、伝統的木造住宅の耐震性と具体的な改修方法について講演していただきました。素朴な疑問にも応えていただけて、思っていたより、意匠をこわすことなく、簡単に安価で改修ができて、効果のあることが分かりました。

### <そのほかのこと>

今年度は、3年間続いた文化庁の委託調査事業は行いませんでした。2010年度の事業「商業利用の登録文化財建造物の管理と社会的評価」の詳細な報告書が、少し遅くなりましたが、完成いたしました。商業利用でない所有者の方にも興味をお持ちいただける内容であると思います。2008年に作成した「大阪府の登録文化財」の小冊子の在庫が無くなりましたので、特別会員の石井智子氏が主宰する(株)石井智子美建設事務所にて2012年版の編集を委託し、本会会員の南川孝司氏が主宰する摂河泉文庫に印刷を依頼しました。会員の連携のもとに本冊子が完成したことに感謝しております。(寺西興一)。